（参考様式3）

**利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 申請するサービス種類 |  |

|  |
| --- |
| 措置の概要 |
| １　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置  ２　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順  ３　その他参考事項 |

備考　上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

（参考様式5）

**設備等一覧表**

サービス種類（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

事業所名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック欄 | 設備の種類 | 設備基準上適合すべき項目 |
|  | (例)消火設備その他非常災害に際し必要な設備 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考　　1　申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、付表及び平面図で確認

できる項目以外の事項について記載してください。

　　　　　2　「設備の種類」及び「設備基準上適合すべき項目」については、予め指定権者が、サービス毎に確認すべき内容を本

様式に記載し、申請者が「チェック欄」を記入して提出する形とすることを推奨します。

（参考様式7）

**誓　約　書**

年　　　　　　月　　　　　　日

　　　上田市長　　殿

**申請者**　　（名称）

（代表者の職名・氏名）

　申請者が、介護保険法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準（平成11年厚生省令第36号　介護保険法施行規則第140条の63の6）に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるものに該当しないことを誓います。

記

|  |
| --- |
| 【介護保険法施行規則第140条の63の6】  （法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準）  法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。  一　　第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準  イ　　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準  ロ　　旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準  ハ　　平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準  二　　第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。） |